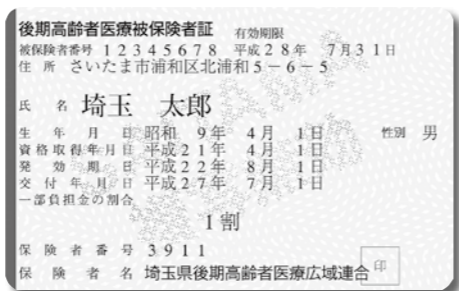


後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療制度の保険料納入通知書等を郵送します

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年

自身で切り刻むなどして破棄してください。
 なお、前年の所得を基準に一部負担金割合の負担区分判定が行われます。通常の方は、「1割」負担ですが、住民税課税所得が15万円以上の被保険者は一定以上所得者（現役並み所得者）に該当し、同一世帯内の被保険者も自己負担の割合は「3割」となります。ただし、前年の収入の合計額が、被保険者が1人の世帯で383万円未満、同じく2人以上の世帯で520万円未満の方には、「基準収入額適用申請」の案内を郵送しています。申請が認められるとその翌月から「1割」負担になります。詳しくは町民課へお問い合わせください。



新しい被保険者証を郵送します 自己負担割合のご確認をお願いします

後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日（金）までです。新しい被保険者証（左端に青紫色の線）を7月中旬に書留郵便でお送りします。8月1日（土）から医療機関等を受診の際は、新しい被保険者証をご使用ください。有効期限の切れた被保険者証は、8月以降に町民課窓口へご返却いただくか、ご

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ

国民健康保険税の納税通知書を発送します

平成27年度分の国民健康保険税の納税通知書、または特別徴収税額通知書を7月中旬に世帯主宛てに発送いたします。納税通知書には、年間の保険税額や加入者数等が記載されていますので、届きましたら内容を「ご確認ください」。
 なお、他の健康保険に加入しているにもかかわらず、国保の脱退手続きが済んでいないと保険税が課税されますので、速やかに国保の脱退手続きを行ってください。

保険税の決まり方

町の国民健康保険税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数等に応じて、年度ごと（4月から翌年3月）に世帯単位で決まります。
 年齢によって保険税の内訳は異なり、「医療給付費分」と、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」の合計が保険税となります。40歳以上65歳未満の方は「介護納付金分」も併せて納めていただきます。

保険税の納め方

保険税の納め方は、「特別徴収（年金からの天引き）」と「普通徴収（納付書、または口座振替）」の2種類があります。なお、世帯主本人が国保に加入していても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、保険税の納税義務者は世帯主となります。納付書は世帯主の方に送付されますので、世帯ごとにまとめて納めていただきます。

問い合わせ／税務課 ☎581・2121内線154へ。

70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を発送します

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。現在の受給者証の有効期限は7月31日までとなっていますので、平成26年中の所得をもとに一部負担金割合の判定を行い、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認のうえ、大切に保管し、医療機関を受診する際には、必ず保険証と併せて提示してください。

一部負担金割合（2割・3割）の判定基準

平成26年中の住民税課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「2割」となり、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国民健康保険加入者がいる場合、一部負担金割合は「3割」となります。
 ただし、3割と判定された場合でも前年の収入合計額が383万円未満（2人以上の場合は520万円未満）の場合は、申請により一部負担金割合が「2割」となります。

また、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険加入者の一部負担金割合が「3割」になった場合、後期高齢者医療制度に移行した方を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により一部負担金割合が「2割」となります。

なお、「2割」の方で、昭和19年4月1日以前に生まれた方は、特例措置により「1割」となります。
 ※70歳の誕生日を迎えられる場合は、誕生月の月末（1日生まれの方は誕生月の前月末）までに高齢受給者証を送付します。

問い合わせ／町民課 ☎581・2121内線113へ。

年金あれこれ

国民年金保険料は安心・便利な口座振替で！

日本年金機構では、毎年国民年金に加入している方に対して納付案内を送付し、保険料の額や納付期限等をお知らせしています。納付方法は、送付した納付書により金融機関等の窓口で納める方法と、口座振替で納める方法があります。口座振替は、一度手続きをするだけで指定した口座から引き落とされ、毎月金融機関等で納付する手間が省けて便利です。また、引き落としの方法を「当月引き落とし」にすると、毎月50円割引になります。このほか口座振替方法には、1年前納、2年前納、半年前納があります。前納のお申し込みについて、1・2年度分および上期6カ月分（4月～9月分）は2月末までに、また、下期6カ月分（10月～翌年3月分）は、8月末までに金融機関でお申し込みください。

事業主の皆さんへ

厚生年金保険・健康保険の加入手続きはお済みですか？

常時従業員（事業主を含む）を使用する法人事業所と、農林水産業やサービス業の一部を除く従業員5人以上の事業所は、法律により加入が義務付けられています。日本年金機構では、未加入事業所の適用促進事業を推進しています。加入についての具体的な説明や手続きについては、熊谷年金事務所職員が訪問しますので「相談ください」。

なお、加入手続きがなされない場合は、立ち入り検査の対象となりますので、社会保険制度にご理解・ご協力いただき、自主的な加入の手続きをお願いいたします。

問い合わせ／熊谷年金事務所 ☎048・522・5012、または町民課 ☎581・2121内線112へ。

の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額をもとに、本年4月から翌年3月までの1年分が、被保険者一人ひとりに賦課されます（加入月数により減額されます）。
 被保険者の方それぞれの一年間の保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合で決定し、保険料の徴収事務は、町が実施します。
 保険料の納付方法は、原則「特別徴収」（年金からの天引き）です。しかし、諸条件により特別徴収にならない方は、「普通徴収」（納入書または口座振替）でお支払いいただきます。
 被保険者の方には、保険料額を記載した納入通知書、または決定通知書を7月中旬に郵送しますので、内容を確認してください。

特別徴収（年金からの天引き）の場合

年金の受給金額が年間18万円以上で、今年2月まで特別徴収（年金からの天引き）で納付していた方は、平成27年度も特別徴収となりますので、保険料額決定通知書を郵送します。この通知書に記載された金額が年6回の年金支給時に、受給額から天引きされますので、ご確認ください。なお、所得の上昇等により、保険料額が年金支給額に対して大きく増加した場合、天引きから普通徴収に切り替わることがあります。

普通徴収（納入通知書による納付、または口座振替）の場合

今年4月以降に75歳の誕生日を迎えた方や、他の市町村から転入された方、年金の受給金額が年額18万円未満の方、介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引き中止の申請をされた方等は普通徴収になりますので、7月から来年2月までの計8回、保険料をお支払いいただきます。既に口座振替をお申し込み

だいている被保険者の方は、指定日に口座から引き落としとなります。口座振替をご希望の場合は口座振替可能な金融機関にお申し込みください。申し込んだ翌月からの引き落としとなります。
 なお、本医療制度加入前に、国民健康保険税を口座振替でお支払いいただいていた方は、口座振替契約を引き継がないため、新たに申し込みが必要です。
 また、昨年10月以降に75歳の誕生日を迎えた方や10月以降に転入された方等は、今年の10月から特別徴収が開始される場合があります。納入通知書をご覧になり、10月から特別徴収の欄に保険料金額が記載してある方が該当します。

納付方法の変更

特別徴収（年金からの天引き）で支払っている方で、特別徴収を中止したい場合は、「納付方法変更申出書」をご提出ください。その際、口座振替をご希望の方は、金融機関で口座振替依頼手続きをしていただく必要があります。ただし、これまでの納付状況等から変更申出が認められない場合もあります。

また、口座振替に変更した方で、残高不足により引き落としができず、保険料の納め漏れとなった場合は、特別徴収に変更されることがありますので、残高不足にはご注意ください。

社会保険等の被扶養者であった方

後期高齢者医療制度ご加入前日に社会保険等の被扶養者だった方は、引き続き保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は賦課されません。「均等割額」の9割が軽減されるため、1割を納めていただきます。

問い合わせ／町民課 ☎581・2121内線111へ。